最新・中国法ニューズレター

---- 第3号----

発行者:上海董孝銘弁護士事務所 所長・弁護士 董 孝銘 上海市南京西路 881 号 静安新時代 13 階 10 室

TEL / 021-6122-9507

編集者:上海董孝銘弁護士事務所

目 次

P2

重要法規解説: 最高裁の「知的財産権を侵害する民事事件の審理における懲罰的

Р3

主 要 法 令: 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・・ P4

案件分析

コピーは証拠になるか

一、事件経緯

2009年10月から2010年6月までの間、運送会社のA社(以下、原告)は金属加工メーカーのB社(以下、被告)のために金属原材料及び金属完成品を運送したが、運送費用累計57万元を被告から払われなかった、原告は、被告が発行した記帳明細書のコピーを持って裁判所に訴え、未払いの上記運賃の支払いを命じるよう求めた。

二、判決

裁判所は開廷審理において、原告は、その提出したコピーには被告の業務を担当するマネージャー及び会計が署名、確認した行為は、被告が運賃を払わなかったと認定し、明細書の証明書原本は被告に保管してあり、被告が理由なき提供しない場合、挙証不可の法的な結果を負担しなければならない。原告の訴求を支持すべきと主張した。一方、被告は、原告の提示した証拠はコピーだけで原本で示すものではなく、証拠として認められなく、その真実性は確認できず、法的な効力を有しないため、原告の訴求を却下するよう求めた。

原告は、被告がその運賃を払わなかった事実が成立していると主張し、記帳明細書の証憑を証拠として提出したと同時に、記帳明細書の証憑原本を提出できなかったことについて合理的に解釈した。この際、原告の立証責任はすでに果たした。被告は原告の主張に反論するなら、原告に払うべき運賃がないかまたは運賃を未払い済の証拠を提示しなければならない。しかし、被告は原告が証拠とする記帳証憑のコピーについて、認められないと抗弁しただけで、運賃を支払った証拠を提供できなかった。被告は記帳明細書の原本を提供できるにもかかわらず、提出しようとしなかったことは、その抗弁理由は合理性に欠乏しており、原告が提出した事実と主張に対抗できないよる明らかになった。挙証不可によって敗訴した法的結果を負わせざるを得ない。故に、原告から証拠として提供された記帳明細書のコピーを認め、原告の訴求を支持する判決を下した。

三、コメント

1、本案における原告と被告の間に債権債務関係があるかどうかを認定するために は、原告が立証した「記帳明細書証明書」の証憑効力問題を解決する必要があり、民 事訴訟で、一方の当事者は主張したら、その権利主張を裏付ける証拠を提供する責任 と義務があり、すなわち主張する側が証拠を挙げるべきである。

裁判官は、基本的に当事者に原本または原物の提出を求めるが、特別な事情に限って、当事者より疑いのないコピーまたは複製品を提供されることを許可し、当該証拠の証明力を確認することができる。

2、本案の被告の会計及び経営業務を担当するマネージャーが原告に提出した記帳明細書に署名し事実を認め、その行為は法律上会社自身の行為であると見なされる。 3、コピーは,ほとんど原本をそのまま反映させたものであれば、証拠としての価値もそれなりに高くなる。但し,証拠にはなるが,原本ではないので,裁判で,相手方から偽造だなどという主張もあり得るところで,裁判官は判決をするにあたり、口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果を斟酌し、論理的推理と日常生活経験を駆使して証拠としての価値を見極めて、自由な心証により事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。

重要法規解

知的財産権を侵害する民事事件の審理における 懲罰的賠償の適用に関する最高裁の解釈

2021年2月7日最高裁裁判委員会第1831回会議は「知的財産権を侵害する民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」(以下、「解釈」という)を採択し、2021年3月3日から施行する。「解釈」は全部で7つの条文で、知的財産権民事事件における懲罰的賠償の適用範囲、請求内容と期限、故意と情状重大な認定、計算基数と倍数の確定、発効時間などに対して具体的に取決められている。そのポイントを以下の通り述べる。

一、背景

2018年11月5日、習近平総書記は第一回の中国国際輸入博覧会で「中国は懲罰的賠償制度を導入する」と述べた。その後、「反不正競争法」、「特許法」、「著作権法」などの知的財産部門法はいずれも懲罰的賠償条項を追加した。2021年1月1日から施行される「民法典」は知的財産権の懲罰的賠償制度を規定している。

今まで知的財産権侵害の賠償額が低いため、権利者の損失をなかなか補填できず、知的財産権侵害の効果的な抑制が困難な状況に置かれている。「解釈」の施行を契機に、どこまで上述のボトルネック問題に対処し、侵害コストを大幅に引き上げ、法により知的財産権侵害行為を厳重に懲罰できるか注目される。

ニ、ポイント

1、民法典での懲罰的賠償の主観的要件は「故意」と、商標法第63条第1項、不正競争法第17条第3項での「悪意」とそれぞれ規定されているが、その「故意」と「悪意」との意味は合致している。許可なしに他人の知的財産権を使用すると、普通は権利侵害を構成するが、その際に権利侵害者が使用した知的財産権の権利帰属または許可を得るかどうかは知っているはずである。実務上、「故意」または「悪意」のどちらを構成するかを厳密に区別することは難しいので、「故意」と「悪意」との二つの文言の同一解釈によって、商標や不正競争の分野における「悪意」の適用と他の知的財産権分野における「故意」の適用によって生じる誤解を防止する。

- 2、情状が厳重であることは、懲罰的賠償の構成要件の一つであり、主に行為者の手段 や結果などの客観的な方面に着目し、通常行為者の主観的な状態には及ばない。
- 3、懲罰的賠償基数の計算方式については、特許法第71条、著作権法第54条、商標法第63条、反不正競争法第17条に明確な規定がなされている。異なる法律による罰則賠償には合理的な支出が含まれているかどうかの規定にも不一致がある。このため、

「解釈」第五条では、「法律に別段の規定があり、その規定による」と規定されており、異なる事件の種類にそれぞれ対応する部門法を適用する。

- 4、懲罰的賠償制度による権利侵害抑制の重要な役割を果たすために、「解釈」は原告の主張と提供した証拠を参考にして確定した賠償額を基数とする。同時に、虚偽の帳簿、資料を提供する場合には、民事訴訟法第 111 条に基づき法律責任を追及すると規定している。
- 5、知的財産権の懲罰的賠償制度を正しく実施することを確保するために、「解釈」は、 懲罰的賠償の適用範囲、請求内容と期限、主観と客観的要件、基数計算、倍数確定な どを明確に規定しており、裁判規則から懲罰的賠償の悪用を防止する。

主要法令

No	法律名称	施行日
il	最高裁の「知的財産権を侵害する民事事件の審理における懲罰的賠償 の適用に関する解釈」『重要法規解説』をご参照下さい)	2021/03/03
2	国家税務総局の「小規模納税者の増値税徴収免除問題に関する公告」	2021/04/01
3	国家税務総局の「税務行政処罰「初回違反に罰則しない」事項リストの配布に関する公告」	2021/04/01
4	国家市場監督管理総局の「インターネット取引監督管理弁法」	2021/05/01
1	国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部弁公庁、公安部弁公庁等による「共通型モバイルインターネットアプリケーションに必要な個人情報範囲規定」の配布に関する通知」	2021/05/01

- 注①: 本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断 複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。
- 注②: 本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。
- 注③: 本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で(中国語のまま)ご提供いたします。(日本語翻訳文は有料とさせていただきます。)